

◆新旧比較:四日市市の要約筆記派遣事業要綱

| 新しい要綱(案)  | 現行の要綱   |
|---|---|
| <p>(目的)<br/>第1条 この要綱は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、聴覚及び音声機能、言語機能の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等(以下「聴覚障害者等」という。)とその他の者との意思疎通を支援するために専門技術を有する要約筆記者(以下「筆記者」という。)を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、<b>社会的障壁を除去し、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現につなげることを目的とする。</b></p>   | <p>(目的)<br/>第1条 この要綱は、要約筆記奉仕員(以下「奉仕員」という。)を派遣することにより、聴覚障害者及び音声、言語機能障害者(以下「聴覚障害者等」という。)の家庭生活及び社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行い、もって聴覚障害者等の社会参加の促進を図ることを目的とする。</p>   |
| <p>(派遣の対象)<br/>第2条 筆記者の派遣を受けることができる者(以下「派遣対象者」という。)は、市内に住所を有する聴覚障害者等とする。</p> <p><b>2 前項に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者とする。</b></p>  | <p>(派遣対象)<br/>第2条 派遣対象は、市内に居住し身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者等とする。</p>  |
| <p>(筆記者の登録)<br/>第3条 市長は、四日市市要約筆記者申出書(第1号様式)により申出のあった者のうち適当と認めた者を四日市市要約筆記者台帳(第2号様式。以下「台帳」という。)に登録するとともに、四日市市要約筆記者登録通知書(第3号様式。以下「通知書」という。)を交付するものとする。</p> <p><b>2 前項の申し出をする者は、原則として市内に住所を有する者若しくは勤務する者、又は要約筆記に係る地域活動の場が主に四日市市内にある者のうち、全国統一要約筆記者認定試験の合格者とする。</b></p> <p>3 市長は、四日市市要約筆記者登録事項変更届(第4号様式)により登録内容変更の申し出のあった者については、台帳記載内容を変更するとともに、通知書を再交付するものとする。</p> | <p>(奉仕員の資格及び登録等)<br/>第3条 市長は、四日市市要約筆記奉仕員申出書(第1号様式)により申出のあった者のうち適当と認めた者を四日市市要約筆記奉仕員台帳(第2号様式。以下「台帳」という。)に登録するとともに、四日市市要約筆記奉仕員登録通知書(第3号様式。以下「通知書」という。)及び別表の四日市市要約筆記奉仕員証(以下「奉仕員証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 前項の申し出をする者は、原則として市内に住所を有するか、勤務する者のうち厚生労働省の定める要約筆記奉仕員養成カリキュラムに基づく養成講座を修了した者とする。</p> <p>3 市長は、四日市市要約筆記奉仕員登録事項変更届(第4号様式)により登録内容変更の申し出のあった者については、台帳記載内容を変更するとともに、通知書及び奉仕</p> |
| <p>(要約筆記者証)<br/>第4条 筆記者には、別表の四日市市要約筆記者証(以下「筆記者証」という。)を交付する。</p> <p><b>2 筆記者は、職務に従事するときは、常に筆記者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。</b></p> <p>3 筆記者は、筆記者証の記載事項に変更があったときは、第3条第3項の規定により直ちに変更の申し出を行い、筆記者証の再交付を受けなければならない。</p>  | <p>(なし:または第3条の一部とも見なせる)</p>   |

| 新しい要綱(案)  | 現行の要綱  |
|---|--|
| <p>(要約筆記者の登録期間)<br/> <b>第5条</b> 要約筆記者の登録期間は、特に期限を定めた場合を除き、登録の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、市長が認める場合は、1年ごとに更新して登録することができる。</p>  | (なし)   |
| <p>(派遣内容等)<br/> <b>第6条</b> 筆記者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は除くものとする。<br/> (1) 市長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容<br/> (2) 市長が、公共の福祉に反すると認める内容<br/> (3) 市長が、公務としてなじまないと認める内容</p>   | <p>(派遣内容等)<br/> <b>第4条</b> 奉仕員の派遣は、聴覚障害者等の社会生活上必要不可欠な用務で、意思伝達の仲介機能の任に当たる者が得られないときに行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる事項は除く。<br/> (1) 大会等その主催者の責任において要約筆記を必要とするとき。<br/> (2) 公的通訳としてなじまないと市長が判断したとき。</p> |
| <p>(派遣先の範囲)<br/> <b>第7条</b> 筆記者の派遣の対象となる区域は、原則として四日市市内とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、筆記者を市外に派遣することができる。ただし、当該派遣先が遠隔地等の理由により通訳者を派遣することができないときは、他市の筆記者を派遣することができるものとする。</p>   | <p>(派遣先の範囲)<br/> <b>第5条</b> 派遣先の範囲は、原則として四日市市内とする。ただし、聴覚障害者等の社会参加の促進に役立つ場合は、この限りではない。</p>  |
| <p>(派遣時間)<br/> <b>第8条</b> 筆記者を派遣は、原則、午前8時から<b>午後10時</b>までとし、1人の活動時間は<b>連続して4時間</b>を超えないものとする。ただし、職務の遂行上やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。</p>  | <p>(派遣時間)<br/> <b>第6条</b> 奉仕員を派遣できる時間は、原則として午前8時から午後9時までとし、1人の活動時間は4時間以内とする。</p>   |
| <p>(派遣の申請等)<br/> <b>第9条</b> 筆記者の派遣を申請することのできる者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第2条に規定する聴覚障害者等(以下この項において同じ。)及びその者の家族<br/> (2) 聴覚障害者等で構成する団体<br/> (3) 聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として要約筆記を必要とする個人又は団体<br/> (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p> <p>2 申請者は、筆記者の派遣を希望する日の7日前までに、四日市市要約筆記者派遣依頼書兼決定(却下)通知書(第5号様式)(以下「依頼書兼決定通知書」という。)によ</p> | <p>(派遣の依頼)<br/> <b>第7条</b> 奉仕員の派遣を受けようとする者(以下「依頼者」という。)は、派遣の7日前までに四日市市要約筆記者派遣依頼書兼決定通知書(第5号様式)(以下「依頼書兼決定通知書」という。)により市長に派遣依頼しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。</p> <p>(一部改正〔平成22年告示101号〕)</p>                   |
| <p>(派遣の決定)<br/> <b>第10条</b> 市長は、前条の依頼があったときは、速やかにその内容を審査の上、筆記者の派遣の可否を決定し、依頼書兼決定通知書により申請者に通知するものとする。</p>   | <p>(派遣の決定)<br/> <b>第8条</b> 市長は、前条の依頼があったときは、奉仕員を選定し、依頼書兼決定通知書により依頼者に通知するものとする。</p>   |

| 新しい要綱(案)  | 現行の要綱   |
|---|---|
| <p>(派遣に要する費用)<br/>第11条 筆記者の派遣に要する費用は、無料とする。ただし、要約筆記業務を行う際に必要となる筆記者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は、申請者が負担しなければならない。</p>  | <p>(派遣の費用)<br/>第9条 依頼者の費用負担は、原則として無料とする。</p>  |
| <p>(派遣の停止)<br/>第12条 市長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により筆記者の派遣の決定を受けたときは、筆記者の派遣を停止し、又は筆記者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命じることができる。</p>  | <p>(なし)</p>   |
| <p>(筆記者の責務)<br/>第13条 筆記者は、本事業を遂行するにあたって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。<br/>(1) 本事業を通じて知り得た個人の秘密を厳守すること。<br/>(2) 聴覚障害者等の主体的な社会参加を促進するための情報保障に努めること。<br/>(3) 要約筆記技術及び聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。</p> | <p>(奉仕員の責務)<br/>第11条 奉仕員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。<br/>(1) 筆記業務を通じて、知り得た個人の秘密を厳守すること。<br/>(2) 聴覚障害者等の主体的な社会参加を促進するための情報保障に努めること。<br/>(3) 要約筆記技術及び聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。</p> |
| <p>(報告)<br/>第14条 筆記者は、要約筆記業務の終了後、速やかに職務の概要その他必要と認める事項を要約筆記筆記者活動日報(第6号様式)にて市長に提出するほか、要約筆記業務を行った日の翌月10日までに、四日市市要約筆記活動報告書(第7号様式)を提出しなければならない。</p>  | <p>(報告)<br/>第10条 奉仕員は、要約筆記活動終了後、速やかに要約筆記奉仕員活動日報(第6号様式)を市長に提出するほか、要約筆記を行った日の翌月10日までに、四日市市要約筆記活動報告書(第7号様式)を提出しなければならない。<br/><br/>(一部改正〔平成22年告示101号〕)</p>                    |
| <p>(派遣の報償等)<br/>第15条 市長は、筆記者の報告書により適正に要約筆記業務が行われたことを確認したときは、当該費用を筆記者に支払うものとする。<br/><br/>2 前項の規定に関わらず、市長は第7条第2項ただし書きの規定により、筆記者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。</p>                             | <p>(なし)</p>   |

| 新しい要綱(案)  | 現行の要綱   |
|---|---|
| <p>(運営委員会の設置)<br/> 第15条 本事業を円滑に推進するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 委員会は、次に掲げる者で構成する。</p> <p>(1) 第2条に定める聴覚障害者等4名以内<br/> (2) 第3条に定める筆記者4名以内<br/> (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</p> <p>3 委員会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。</p> | <p>(運営委員会の設置)<br/> 第12条 本事業を円滑に推進するため運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 委員会は、聴覚障害者等及び奉仕員から本事業に関する意見を集約するものとする。</p> <p>3 委員会は、次に掲げる者で構成する。</p> <p>(1) 第2条に定める聴覚障害者等4名以内<br/> (2) 第3条に定める奉仕員4名以内<br/> (3) 市職員4名以内</p> <p>4 委員会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。</p> |
| <p>(補則)<br/> 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>  | <p>(補則)<br/> 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>  |